主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張を出でないものであり、 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(判示本件の電報が公職選挙法一四二条の法 定外の文書であり、これを発信到達せしめた被告人の本件行為を右文書の頒布に該 当するとした第一審判決を是認した原判決は正当である。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三六年一二月二一日

最高裁判所第一小法廷

七	常	木	事	裁判官	裁判長裁判官
輔	悠	藤	i i	裁判官	裁判官
郎	俊	江	١	裁判官	裁判官
夫	潤	飯 坂	F	裁判官 <sup>-</sup>	裁判官